平成２２年（フ）第９８６号
愛知県津島市藤里町１丁目62番地１　フレストアルファ津島801号
債務者　熊谷　玲子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４３号
愛知県日進市岩崎町新ラ田107番地１　ステューディオキョーガ303
債務者　園田　啓治
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５号
愛知県岡崎市法性寺町字郷前37番地
債務者　野田　英巳
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
岩手県一関市山目町１丁目11番23号　コーポセリンライフ山目２号
債務者　菅原　文枝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１７３号
川崎市宮前区神木本町３丁目３番11号　サンハイツ井田Ｂ105、前住所川崎市多摩区栗谷３丁目17番７号治見荘101
債務者　伊藤　真依（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
川崎市幸区古市場２丁目128番地
債務者　田口　政江
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
川崎市高津区新作１丁目23番28―105号　ロワール新作
債務者　後閑　喜晴
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
川崎市川崎区小田４丁目10番４号　ラフォーレ川崎102
債務者　滝口　　栄
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
川崎市麻生区東百合丘４丁目３番１号　サンテラス百合丘Ｂ―205
債務者　山口　真一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
川崎市麻生区東百合丘４丁目３番１号　サンテラス百合丘Ｂ―205
債務者　山口　美雪
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
川崎市川崎区川中島２丁目11番５号　ハイムヤヨイ
債務者　舘　　勝弘
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
川崎市宮前区馬絹1752番地７　ユニライフ宮崎台303号
債務者　佐久間美保子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
川崎市中原区西加瀬11番51号　第７高春荘103
債務者　加納　多恵
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
川崎市中原区木月４丁目３番39号　コーポＴ202
債務者　上妻　雅朋
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
川崎市麻生区王禅寺西５丁目23番９号
債務者　淺木かおり
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係